

本申込書で「預金口座振替依頼」の申込をいただくと、下記の支払いや事業等がご利用いただけます。

高知県庁消費生活協同組合

1. 生協店舗の利用：購入時に預金口座引き落としを指定した場合、その利用に限り預金口座引き落としの支払となります。
2. 指定店の利用：購入時に預金口座引き落としを指定した場合、その利用に限り預金口座引き落としの支払となります。
3. 指定店の利用のボーナス払い：預金口座引き落としの支払が利用の条件です。
4. 給油店の利用：予め預金口座引き落としを指定した場合、継続して預金口座引き落としの支払となります。
5. チラシ供給の利用：注文時に注文書の「預金口座振替」を指定いただくと、その注文分のみ預金口座引き落としの支払となります。
6. 催事の利用：購入時に預金口座引き落としを指定した場合、その利用に限り預金口座引き落としの支払となります。

本申込書は、生協本部事務所または各支部店舗へご提出下さい。

組合員⇒生協⇒金融機関

預金口座振替支払の詳細な内容、および本申込書についてお問い合わせは
生協本部総務課 088 (823) 9050

太枠内にご記入願います

※受付No.

預金口座振替依頼申込書

私は、購入代金等を下記の口座より口座振替の方法により支払いたいのので申し込みます。

年 月 日

組合員様の自筆でご記入願います。

所属	職員番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
氏名	フリガナ					印	
住所	郵便番号	—	電話 (— —)				

口座名義人の続柄	1. 配偶者 2. 配偶者以外の親族 3. 本人 4. その他 ()
----------	--

生協記入欄	金庫銀行	銀行コード
	支店	口座No.
	銀行送付 /	相違返却 / 受理承認 /

※住所欄は各種連絡等に必要です。お申込みの組合員ご本人の住所をご記入下さい。
退職組合員等で住所が変わられた場合は、生協へご連絡下さい。

—県庁生協保管—

太枠内にご記入願います

年 月 日 ※受付No.

預金口座振替依頼書

私は、高知県庁消費生活協同組合から請求された金額を下記名標の預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので下記の事項を確認の上依頼します。

収納団体名 高知県庁消費生活協同組合
振替日 18日 (休日の場合は翌営業日)

お支払口座は、右記の金融機関
からお選びください。

四国労働金庫
四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知信用金庫

組合員様の自筆でご記入願います。

お支払口座	銀行金庫		本店	支店	御中
	銀行コード	支店コード	口座種類	口座番号	
			普通 1 当座 2		
	フリガナ				
口座名義人				お届け印	印

1. 私が支払うべき購入金について貴行に請求書が送付された時は、私に通知することなく請求金に記載された金額を預金口座から引落としの上お支払いください。なお振替日の変更された場合には請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の引落としに当たっては、当座勘定規定、普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たない時は、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. 貴行の都合により振替日の前営業日または前々営業日預金口座から引落とされてもさしつかえありません。
5. この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
6. この預金口座振替について十分に紛議が生じても貴行の責によるものを除き貴行にはご迷惑をかけません。
7. 領収書は必要としません。

依頼書に不備がありましたら下記へ返却ください

1. 預金取引なし 2. 印鑑相違
3. 記載事項等相違 4. その他
店名、預金種目
口座番号、口座名義

【返送先】
〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目2番20号 県庁内
高知県庁消費生活協同組合 総務課

検印
印鑑照合
受付印

金融機関へお届けの▲
印鑑をご捺印下さい

—金融機関送付—